

特記仕様書

1 適用

本特記仕様書は、「30下第2号 宇治田原町公共下水道事業 岩-4-6 地区面整備工事」（以下本工事）に適用する。

なお、本仕様書に定めのない事項については、「土木工事共通仕様書（案）」（平成29年9月京都府）、「土木工事管理基準」（平成29年9月京都府）、「土木請負工事必携」（平成29年9月京都府）及び「下水道土木工事共通仕様書（案）」（国土交通省都市・地域整備局下水道部）により施工するものとする。

2 施工計画

1) 土木工事共通仕様書第1-1-6に規定する施工計画書を提出するものとする。

2) 工事の施工に当たり、諸法令を遵守するとともに、必要に応じて地元の関係機関と協議を行い、調整を図ること。

なお、疑義が生じた場合速やかに監督職員と協議を行うこと。

3) 土木工事共通仕様書第1-1-16に規定する施工体制台帳を提出するものとする。

3 仮設、工法等

1) 工事請負契約書第1条第3項に規定する、仮設・工法等（任意）は、設計図書及び図面に示す以外のもの
で、本工事の数量変更に応じた場合を除き変更の対象としない。

2) 土留工については、施工管理に留意し、道路交通及び周辺環境に影響のないよう施工すること。

4 材 料

（流用土の利用）

本工事に使用する埋戻土については、本工事の掘削土を流用して使用する。

ただし、やむを得ない事情等により流用土によりがたい場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

土量の確認方法については、監督職員と協議するものとする。

（砂基礎の材料）

本工事に使用する砂基礎材料は、山砂（サンドクッション用）とし、含まれる礫の最大粒径が20mm以下、0.075mmふるい 通過率が10%以下とするものとする。

5 施工管理

1) 本工事の施工管理は、土木工事施工管理基準に記載されるものを実施するものとする。

管布設工については、継ぎ手部、人孔部の布設（漏水、管折れ等）及び埋戻工（砂、良質土等巻だし厚30cm）には十分配慮し、出来形管理に留意すること。

2) 本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される必須事項を実施し、その他の項目については、必要に応じて監督職員の指示により実施するものとする。

3) 土留工については、綿密な計画を立て入念な施工管理を行い、道路交通や周辺環境に影響ないよう施工しなければならない。また、土留安定計算書を施工計画書に含めて提出するものとする。

6 安全管理

交通整理員の配置人員は、72人とするが、道路管理者及び所管警察署等と打ち合わせの結果、または、条件変更に伴い員数等に増減が生じたときは、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

7 標示板の設置

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事の目的、工事名、工事場所、工期、受注者名、発注者名等を記載した標示板を設置しなければならない。

標示板は、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）に準じて作成するものとし、別紙（1～3）を参照すること。

8 建設発生土処理計画書・報告書の作成について

1) 受注者は、工事を施工する場合において予め残土処理計画書を作成すること。

なお、残土処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

2) 施工後は、建設発生土処理報告書を提出するものとする。

9 再生資源の使用について

本工事については、下表のとおり再生資源を使用するものとする。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材の使用が困難な場合については、監督職員と協議のうえ、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

| 資 材 名 | 規 格 | 用 途 | 備 考 |
|-------------------|------------|--------|-----|
| 再生クラッシャーラン | RC-40(30) | 路 盤 | |
| | RC-40 | 構造物の基礎 | |
| 再生粒度調整碎石 | RM-30 | 路 盤 | |
| 再生加熱アスファルト安定処理混合物 | アスファルト安定処理 | 路 盤 | |
| 再生加熱アスファルト混合物 | 粗粒度アスコン | 基 層 | |
| | 密粒度アスコン | 表 層 | |
| | 細粒度アスコン | 表 層 | |
| 改質再生アスファルト混合物 | 粗粒度アスコン | 中間層 | |
| | 密粒度アスコン | 表 層 | |

なお、再生資源を使用する場合は、以下により品質が適正であるか確認の上使用すること。

- 1) 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は、「プラント再生利用技術指針」による。
- 2) 再生クラッシャーランを構造物の基礎材として使用する場合は「プラント再生舗装利用技術指針」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用する。
- 3) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

10 工事用地の確保

工事施工に必要な借地等については、請負者で確保すること。また、跡地復旧にあたっては、後日紛争が生じないように誠意を持って原形復旧しなければならない。

11 事前調査

- 1) 工事着手前に地下埋設物等の調査・確認を行うこと。
- 2) 監督職員が指示する家屋及び外構等の事前調査を行うこと。事後調査は別途協議する。

12 出来形管理

- 1) 本町様式により出来形数量を報告すること。
- 2) 取付管は、箇所毎に布設管の平面図、断面図、管種等を施工写真とともに整理を行うこと。

13 特定建設資材の分別解体

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。

ただし、工事後明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

る。

①分別解体等の方法

| 工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法 | 工 程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
|---|----------|-------------------|----------------------|
| | ①仮設 | 仮設工事 □有 □無 | □手作業 □手作業・機械作業の併用 |
| | ②土工 | 土工工事 □有 □無 | □手作業 □手作業・機械作業の併用 |
| | ③基礎 | 基礎工事 □有 □無 | □手作業 □手作業・機械作業の併用 |
| | ④本体構造 | 本体構造の工事 □有 □無 | □手作業 □手作業・機械作業の併用 |
| | ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事 □有 □無 | □手作業 □手作業・機械作業の併用 |
| | ⑥その他（舗装） | その他工事 □有 □無 | □手作業 □手作業・機械作業の併用 |
| | | | |

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

| 指定副産物 | 受入場所 | 受入条件(塩、珪、矽) | 備 考 |
|----------|--|------------------|----------|
| コンクリートガラ | (有) 京奈リサイクル<中間処理業者> 綴喜郡宇治田原町・郷之口・豊前丈100-2 | 受入期間 毎日8時～17時 | 粒径60cm以下 |
| アスファルトガラ | 同上 | 同上 | 同上 |

14 建設発生残土の搬出

本工事の施工により、発生する建設発生土は、下記の場所に搬出するものとする。

受入条件は下記のとおりである。

ただし、やむを得ない事情等により、これによりがたい場合は監督職員と協議のうえその指示によるものものとし、設計変更の対象とする。

| 指定副産物 | 受 入 場 所 | 受入条件(塩、珪、矽) | 備 考 |
|---------|---|---|-----------|
| 発 生 残 土 | (財) 城陽山砂利採取地整備公社 事務所所在地 城陽市寺田水度坂130 | 受 入 時 間 7時30分～17時 休業日 日・祝日、 12/29～1/5、8/13～8/16 | 事前分析検査が必要 |

15 本工事の隣接箇所において工事を発注する予定があるので、工事業者が決まった後に工程調整の必要があるので、留意すること。

16 その他、疑問点がある場合は監督職員と協議すること。

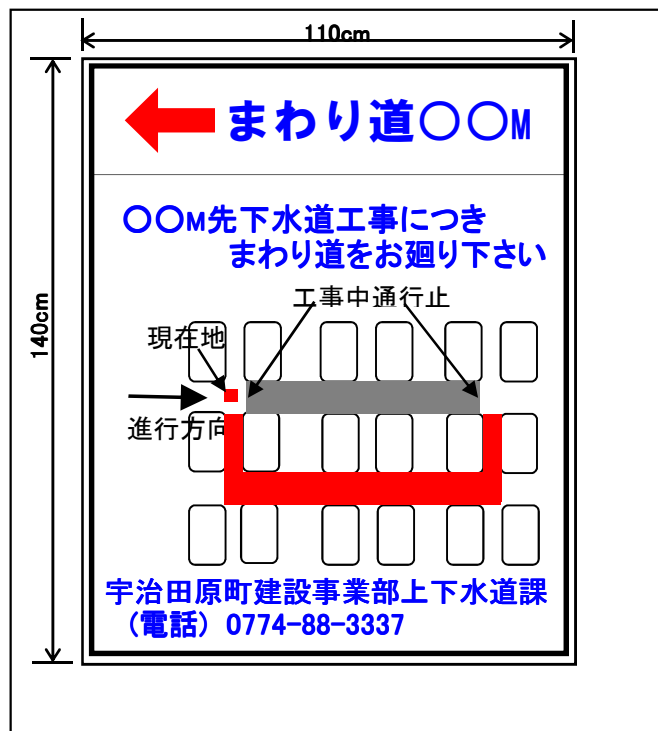
別紙－1

(標示板の記載例)
[工事標示板]



| | |
|-------|--|
| 設置位置 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事区間の起終点に設置する。 ・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。 |
| 設置期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。 |
| 規格色彩等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「下水道工事」等の工事種別は青地に白抜文字とする。 ・「下水道工事をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)をつけること。 |

[迂回路標示板]



| | |
|-------|--|
| 設置位置 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事のため迂回路を必要とする場合に、迂回路の入口と迂回路の途中の各交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く。)に設置するものとする。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。 |
| 設置期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・迂回路を必要とする工事開始から工事終了までの間設置する。 |
| 規格色彩等 | <ul style="list-style-type: none"> ・矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。 ・緑の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)をつけること。 |

※迂回路標示板については、特にドライバーへの工事情報提供を目的としており、設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

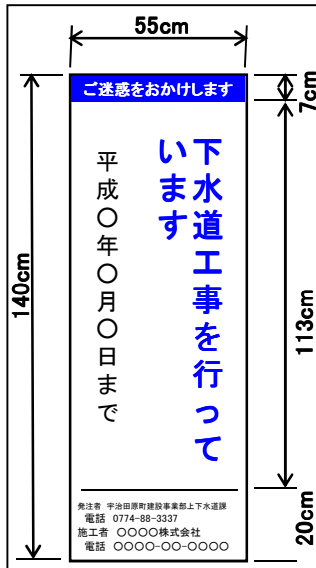
[工事情報看板]



[工事情報看板]

| | |
|-------|--|
| 設置期間 | ・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。 |
| 設置位置 | ・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。 |
| 規格色彩等 | ・色彩は、「平成〇年〇月〇日頃から」、「下水道工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。 |
| 摘要 | ・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。 |

[工事説明看板]



[工事説明看板]

| | |
|-------|---|
| 設置期間 | ・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。 |
| 設置位置 | ・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。 |
| 規格色彩等 | ・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「下水道工事をしています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。 |
| 摘要 | ・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 |

※工事情報板、工事説明板については、特に歩行者への工事情報提供を目的としており、設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。